

胎内市生涯学習施設整備事業

アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル 審査選定基準

2026年（令和8年）4月

胎内市

## 1. 審査の進め方

胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務（以下「本業務」という。）委託 公募型プロポーザルの実施に当たり、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するための手続、方法及び審査の進め方は、次のとおりです。

### (1) 資格要件確認審査

審査選定委員会事務局は、応募者から提出された参加表明書等の内容を確認し、応募者が本件公募要領及び仕様書に定める資格要件を満たしているかを確認審査します。充足していない場合、応募者は失格となります。

### (2) 一次審査（書類審査）

審査選定委員会事務局は、応募者から提出された企画提案書等の内容について、提案が満たすべき基礎的條件の充足状況や形式上の不備の有無を確認審査します。充足していない又は不備がある場合、応募者は失格となります。

### (3) 二次審査（プレゼンテーション審査＋書類審査）

一次審査通過者を対象に、非公開の審査選定委員会において、プレゼンテーション審査の結果及び企画提案内容の評価を行い、技術提案の内容や補足説明を受けることを目的としてヒアリング審査を実施し、最優秀提案及び次点提案を選定します。実施の順番（事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。）を含めた詳細については、一次審査結果と併せて通知します。

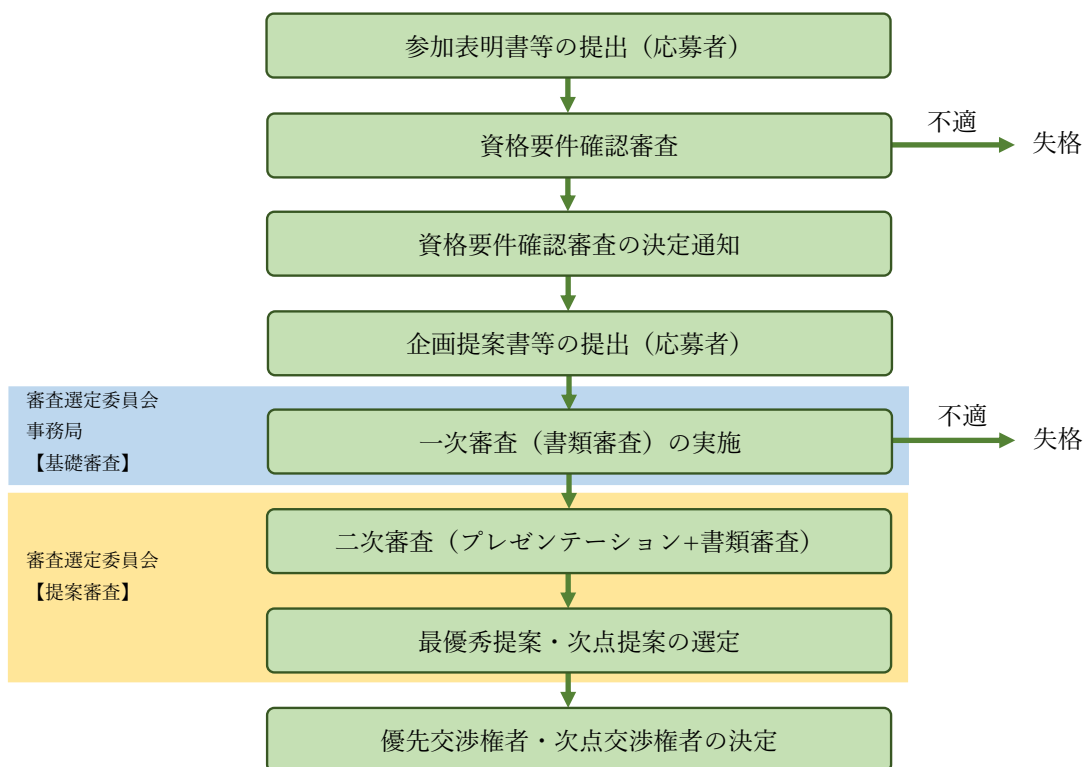
### (4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

審査選定委員会事務局は、審査選定委員会における最優秀提案、次点提案の選定及び評価結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者として決定します。

なお、審査選定委員会の審査委員の過半数が、配点の40%未満と評価する項目が1項目以上ある場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しないものとします。

また、応募者が1者であった場合には、審査選定委員会の審査委員の過半数が、配点の40%未満と評価する項目が1項目以上ある場合を除き、当該応募者を優先交渉権者とします。

## 【審査フロー図】



## 2. 審査選定基準等

### (1) 審査項目

審査項目、評価の視点及び配点は、次のとおりです。

なお、本公募型プロポーザルの審査に当たっては、応募者を単なる業務の受託者という位置づけではないと捉えています。既存施設の管理・運営の状況、諸室の機能・構成、従来のしきたり、既成概念等に捉われることなく、本プロジェクトにおける管理・運営、空間に関する多様な可能性を共に模索していくパートナーを選定したいと考えています。

【審査選定基準表】

◎一次審査（書類審査）

区分	項目	評価の視点	備考
基礎審査項目	資格要件等 (様式 2-4～様式 2-7)	・参加表明書等に記載された内容が、本件公募要領等に示す資格要件を全て満たしているか。	条件を満たさない場合は失格
	参考見積 (様式 2-8)	・参考見積額が各年度及び合計の提案上限額を超えていないか。 ※参考見積額を基に審査選定委員会事務局において提案審査項目の価格審査の評価点を算出する。	

◎二次審査（プレゼンテーション審査＋書類審査）

区分	項目	評価の視点	配点
提案審査項目	基本業務実施方針 (様式 3-2、様式 3-2-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「胎内市生涯学習施設整備基本構想」における基本理念・基本方針、「胎内市生涯学習施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）における本プロジェクトのコンセプトを十分に理解した上で、本業務の実施方針が具体的に示されており、市の目指す方向性を的確に捉えているか。</li> <li>・本プロジェクトの検討プロセスにおいて、応募者と設計者が協働して計画の策定や設計に携わることで発揮できる強みや効果が具体的に示されており、既成概念にとらわれない応募者ならではの独自性が期待できるか。</li> <li>・基本計画に記載されたコンセプトに対する取組方針が具体的に示されており、施設完成後も見越した中長期的な視点に立ったプロジェクトの推進が期待できるか。</li> </ul>	30
	スケジュール・進め方 (様式 3-2、様式 3-2-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び建設を考慮したマイルストーンが示されており、実現性、具体性、合理性のあるスケジュールとなっているか。</li> <li>・市及び協働する設計者との合意形成のプロセスの工夫、密な連携が実現可能か。また、行政計画として施設管理・運営計画を整理する視点を持</li> </ul>	20

		<p>ち、協議・合意形成の姿勢・方法が適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される課題（リスク）と、それらに対する解決策、業務推進上の工夫が示されているか。</li> </ul>	
	<p>実施体制等 （様式 3-2、 様式 3-2-1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び設計者、工事監理業務委託受注者（以下「工事監理者」という。）を含めた業務実施体制図（業務体系図）が示されており、その体制がよりよい業務実施を期待できるものとなっているか。</li> <li>・本業務を遂行するための専門性、人員配置、検討体制、実績が示されているか。</li> <li>・業務責任者等に求められる役割が示されており、本業務を実施する最適なチーム構成となっているか。</li> <li>・全体的な実施体制に関する構想があり、実現可能性が伴っているか。</li> <li>・資格要件に係る運営業務実績に限らず、本業務の実施に当たり、特に有益と認められる取組実績があるか。</li> </ul> <p>【取組実績例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画策定に関する取組</li> <li>■ 市民参画に関する取組</li> <li>■ 他の公共施設の運営事業者や団体等との連携に関する取組 など</li> </ul>	20
	<p>応募企業（代表企業）・業務責任者の役割 （様式 3-2、 様式 3-2-2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募企業（代表企業）及び業務責任者等に求められる役割等を業務責任者等の経歴や実績から当該業務にどのように活かしていくか。</li> </ul>	20
企画項目	<p>【テーマ 1】 コンセプトの実現 （様式 3-2、 様式 3-2-3）</p>	<p>○コンセプトの具体化（10）</p> <p>「『つなぎ・育む』情報・文化・交流の拠点」というコンセプトを抽象的説明に終わらせず、管理運営の基本方針・目標像・成果イメージとして具体化しているか。</p>	<p>30</p> <p>※評価の視点ごとに評価を行う。</p>

	<p>施設コンセプトを実現する管理・運営の基本方針について</p>	<p>○3機能一体型運営モデル(10)          公民館・図書館・交流施設機能を分断せず、相乗効果を生む運営構造(事業連携、情報循環、人材連携等)が具体的に示されているか。</p> <p>○組織体制・役割分担・管理運営の持続性・現実性(10)          組織体制・責任分担、意思決定構造、財源や人材確保の考え方を含め、管理運営主体にとって使いやすく、将来にわたり継続可能な現実的仕組みが示されているか。</p>	
	<p>【テーマ2】          運営の在り方          (様式3-2、          様式3-2-4)          利用者にとって使いやすく、参加しやすい運営の在り方について</p>	<p>○利用者参加の入口づくり(10)          ふらっと来場した市民が活動に関心を持ち、自然に参加へとつながる動線・情報発信・場づくりの具体的な工夫が示されているか。</p> <p>○自主サークル・市民活動の育成(10)          立ち上げ支援、伴走支援、継続支援の仕組みが現実的に示されているか。</p> <p>○活動の循環・発展モデル(10)          単発事業で終わらず、活動や交流が循環・発展していく仕組み(人材育成・ネットワーク化・評価活動等)が具体的に示されているか。</p>	<p>30          ※評価の視点ごとに評価を行う。</p>
	<p>【テーマ3】          関与方法          (様式3-2、          様式3-2-5)          設計段階から管理・運営、利用者視点を反映させる関与方法について</p>	<p>○設計に反映すべき運営・利用条件の整理(10)          管理動線、利用動線、視認性、可変性、セキュリティ、複合利用等の柔軟な運用などについて、管理運営・利用者視点から整理されているか。</p> <p>○設計者及び工事監理者との協働・関与方法(10)          設計及び建設工事段階での関与方法や役割分担、協議体制、意思決定プロセスが現実的かつ具体的に示されているか。</p>	<p>20          ※評価の視点ごとに評価を行う。</p>
	<p>自由提案          (様式3-2、          様式3-2-6)</p>	<p>○施設の価値向上に資する内容          ・発想の斬新さのみを評価するのではなく、施設コンセプトに沿って施設管理・運営計画として活用</p>	<p>20</p>

		<p>できる付加価値が認められる場合に、別枠で最大20点を加点する。</p> <p>・応募者が基本構想・基本計画を実現するために必要不可欠と思われる項目が具体的に示されているか。</p>	
	<p>価格審査 (様式 2-8)</p>	<p>・価格審査評価点算定式による。</p>	5
<p>合計 (満点)</p>			185

## (2) 評価方法

提案審査項目のうち、価格審査を除く項目については、審査選定委員会において、企画提案書等に記載された内容（二次審査においてはプレゼンテーション及びヒアリングを含む。）を項目ごとに、絶対評価により6段階で評価し、各委員の評価点を合計して、参加有資格者の評価点を算出します。

6段階評価の評価点の算出方法は、次のとおりです。

### 【判断基準及び加算割合表】

評価	判断基準	加算割合
A	独自性のある極めて優れた提案である	配点×100%
B	優れた提案が多く認められる	配点×80%
C	優れた提案が認められる	配点×60%
D	具体的な提案はあるが、優れた提案は認められない	配点×40%
E	提案内容に関する記載はあるが、具体的な提案が認められない	配点×20%
F	提案内容に関する記載がない	配点×0%

### 【価格審査評価点算定式】

提案審査項目のうち、価格審査については、実額での比較を行うこととし、次の式により算定した結果を評価点とします。

なお、計算に当たっては、まず以下の下線部分について小数点第3位未満を四捨五入し、その後、配点（5点）と当該数値を掛け合わせた数値について小数点第3位未満を四捨五入します。

配点(5点) × 最も低い価格の提案を行った応募者の提案価格 ÷ 当該応募者の提案価格  
 ※ただし、下線部分の算出割合が0.6以下の場合、0.6に置き換えるものとする。

同点時の場合の順位決定方法は、次のとおりです。

決定方法の優先順位	決定方法
第1位	提案審査項目のうち、「価格審査」を除く評価点が高い方を上位とする
第2位	提案審査項目の「価格審査」の評価点が高い方を上位とする
第3位	審査選定委員会(委員長を含めた出席委員)の投票により決定する
第4位	投票結果が同数であった場合は委員長が決定する